

_____ 規約

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規約は、牧之原市_____地区に世帯を有し、その世帯を構成するすべての個人が、互譲の精神を持ち、協力し合って自主的な地域活動を進めることにより、良好な地域社会を築くとともに、地域環境の保全と地域福祉の向上に資することを目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称は、_____町内会とする。

（区域）

第3条 この会の区域は、牧之原市_____地区の全域とする。

（事業）

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- （1） 構成者全員に関する親睦の推進及び教養の向上に関すること。
- （2） 区域内に共通する生活及び福祉の向上に関すること。
- （3） 区域内の環境の保全及び衛生の維持に関すること。
- （4） 区域内の防災及び安全に関すること。
- （5） 区域内に存する伝統文化及び歴史的遺産の継承及び保全に関すること。
- （6） 区域が属する_____区及び牧之原市への協力に関すること。
- （7） 地方自治法に定める「地縁による団体」として必要な事業。
- （8） 前各号に定めるもののほか、目的達成のために必要な事業。

（事務所の所在地）

第5条 この会の事務所の位置を、次のとおり定める。

牧之原市_____

第2章 会 員

（会員）

第6条 この会は、第3条に定める区域内に世帯を有し、その世帯を構成するすべての個人をもって組織する。

（会費）

第7条 会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、____に定める入会申込みを会長に提出しなければならない。

2 本会は前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくしてこれをこぼんではない。

(退会等)

第9条 会員が次の各号の1に該当する場合には退会したもとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。

(2) 本人により 定める退会届が会長に提出された場合。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(代表者)

第10条 この会の代表者として、会長を1名を置く。

2 会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長は、会務を統括し、「地縁による団体」の代表権を持つ。

4 会長の選出は、立候補又は推薦により、複数の立候補又は推薦がある場合は、総会における投票により決定する。

5 会長が、転移若しくは転出により第6条の資格を喪失したとき又は長期にわたる病氣療養等によりその職務を遂行できない状態になったときは、新たに会長を選出しなければならない。

(役員)

第11条 この会に、次の役員を置き、この定員についてはそれぞれ各号に定めるところによる。

(1) 副会長 1名

(2) 班長 ____名

(3)

(4)

(5)

(6)

2 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会計を兼務する。ただし、「地縁による団体」たる代表権は行使できない。

4 班長は、慣例により各班からの輪番制とする。

第4章 総会

(総会)

第12条 この会の最高意思決定期間は、総会とする。

2 総会は、次の各号に定める事項を決定する。

(1) この規約を変更し、又は、廃止すること。

(2) 不動産及び不動産に関する権利等を取得し、又は、処分すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、会長が重要と認める事項。

3 総会は、会長が招集する。ただし、会長が第10条第5項に定める理由に該当したときは、副会長が招集する。

4 総会は、第6条に定めるすべての個人が参加することができる。ただし、票決により決する場合は、各世帯1票とする。

(班長会)

第13条 第10条第4項及び前条第2項において総会を開く時間的余裕がないとき並びに既に構成員の大多数が了承済みである案件を決定するとき又は定例的な案件を決定するときは、班長会において決定することができる。

2 班長会は、会長が招集する。ただし、会長が第10条第5項に定める理由に該当したときは、副会長が招集できる。

3 特別な事情により会長、副会長ともに不在のときは、班長全員により班長会を開催することができる。

(委員会)

第14条 会長は、会の事務事業の円滑かつ確実な実行を図るため、必要に応じて委員会を設置することができる。

2 委員会は、委員長の下に各班からの委員により組織される。

3 委員は、慣例により各班からの輪番制とする。

第5章 資産及び会計

(会計)

第15条 この会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(資産)

第16条 この会が所有する資産は、別表に定める資産目録による。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

付則

1 この規約は、平成____年____月____日から施行する。

2 第10条第2項及び第11条第2項の規程にかかわらず、この規約の施行の際、現に

会長、役員及び連絡員である者の任期は、平成____年____月____日までとする。